

新旧対照表

(座間市公共工事共通取扱書)

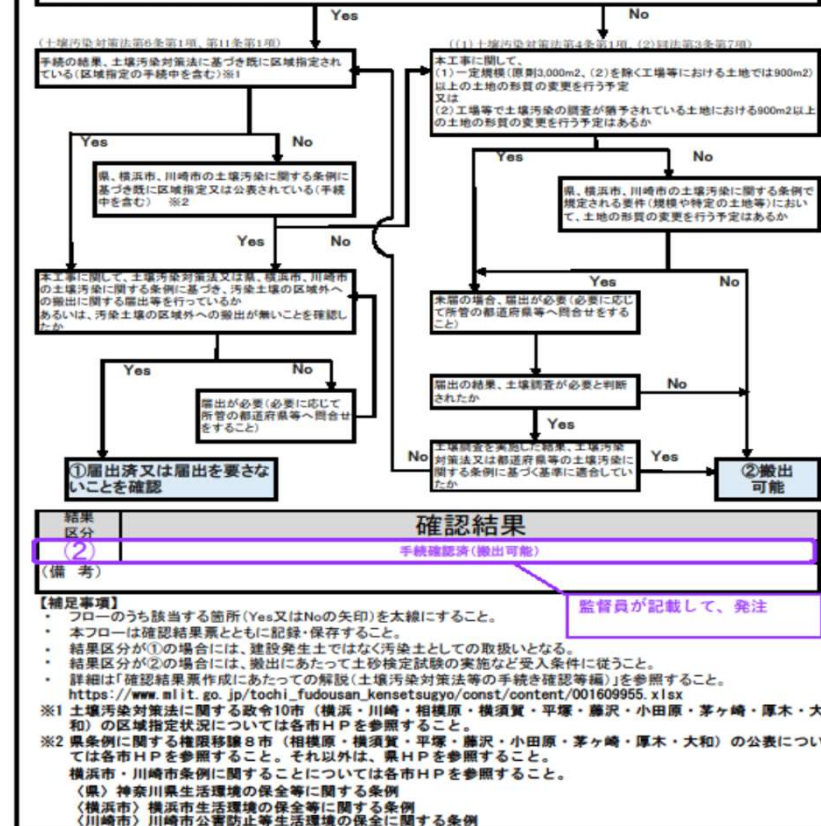
新	旧	備考												
(4) 建設発生残土処分に係る仕様書 指定処分A (指定受入地) 本工事から発生する建設発生土については、下記により処理すること。 受注者は、契約締結後に必ず受入地と事前打合せを行うこと。 1. 受入場所 ・ 受入地等の名称 ： ○○○受入地 ・ 場 所 ： ○○○市○○○地内 2. 受入条件 ・ 搬入不可日 ： 原則として、日曜日、祝祭日、年末年始及び雨天日とする。 ・ 搬入時間 ： 原則として、9：00 ～ 17：00とする。 ・ 搬入車両 ： 2t、3t、4t、10t ・ 土質条件 ： 第○種～第○種建設発生土、改良土不可 最大粒径○○○mm ・ 搬入経路 ： 別紙参照 ・ 受入単価 ： ○,○○○円／m3当たり (地山) (税別) ・ UCR基本料金 ： 10,000円／件当たり (税別) 1台当り換算 <table><tr><th>車 種</th><th>積載土量 (地山)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>2t車</td><td>1.111 m3</td><td rowspan="4">土砂の単位体積重量 は、1.8t／m3として計算。</td></tr><tr><td>3t車</td><td>1.666 m3</td></tr><tr><td>4t車</td><td>2.222 m3</td></tr><tr><td>10t車</td><td>5.277 m3</td></tr></table> ※ 土砂搬入整理券発行枚数は、原則として搬入対象地山土量を使用車種別に積載土量で除し、小数点以下を切り上げた整数枚とする。ただし、現場から発生する土砂の単位体積重量が1.8t/m3と著しく異なること等により、これによりがたい場合は監督員と協議することとする。 3. 受注者は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出すること。 4. (1) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書(以下、「計画書」という。)及び、再生資源利用促進実施書(以下、「実施書」という。)を提出すること。 (2) 建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、受注者は様式3の土壤汚染対策法等手続の確認フロー(以下、「確認フロー」という。)及び様式4の確認結果票(以下、「確認結果票」という。)を基に、確認結果票に工事名等を記載し、監督員へ提出すること。 (3) 受注者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。 (4) 受注者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。 (5) 受注者は、計画書・確認結果票・確認フロー・実施書を工事完成日から5年間保存すること。 (6) 受注者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書(別紙「参考様式」)の交付を求めること。 また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。 なお、監督員が求めた場合は提示すること 5. 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、受入地が存する市町村に対し、別紙「様式2」を提出すること(地山土量100m3以上を搬入する市町村が対象)。	車 種	積載土量 (地山)	備 考	2t車	1.111 m3	土砂の単位体積重量 は、1.8t／m3として計算。	3t車	1.666 m3	4t車	2.222 m3	10t車	5.277 m3	(4) 建設発生残土処分に係る仕様書 指定処分A (指定受入地) 1 適用 本仕様書は、設計図書にて、建設発生土の受入地を指定して処理する工事に適用する。 2 目的 請負者は、再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)の趣旨を理解し、当該現場からの建設発生土の利用の促進に努めなければならない。 3 用語の定義 指定処分(A)： 設計図書にて、建設発生土の受入地を指定している処分区分をいう。 4 請負者が自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出し、市の承諾を得ること。 5 (1) 請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書(以下計画書)及び、再生資源利用促進実施書(以下、実施書)を提出すること。 (2) 体積が500m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、請負者は監督員が記載した土壤汚染対策法等手続の確認フロー(別紙「様式3」)(以下、確認フロー)及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(別紙「様式4」)(以下確認結果票)を確認し、確認結果票を作成すること。 (3) 請負者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。 (4) 請負者は、(2)で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。 (5) 請負者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に提示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。 (6) 請負者は、計画書・確認結果表・確認フロー・実施書を完成日から5年間保存すること。 (7) 請負者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し受領書(別紙「参考様式」)の交付を求めること。 また、交付を受けた場合は計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は、写しを工事完成日から5年間保存すること。 なお、監督員が求めた場合は提示すること。 6 情報の提供 請負者は、建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合、建設発生土搬入のお知らせ(様式-2)により搬出前までに、搬出市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を提出しなければならない。 情報の提供後は、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。	
車 種	積載土量 (地山)	備 考												
2t車	1.111 m3	土砂の単位体積重量 は、1.8t／m3として計算。												
3t車	1.666 m3													
4t車	2.222 m3													
10t車	5.277 m3													

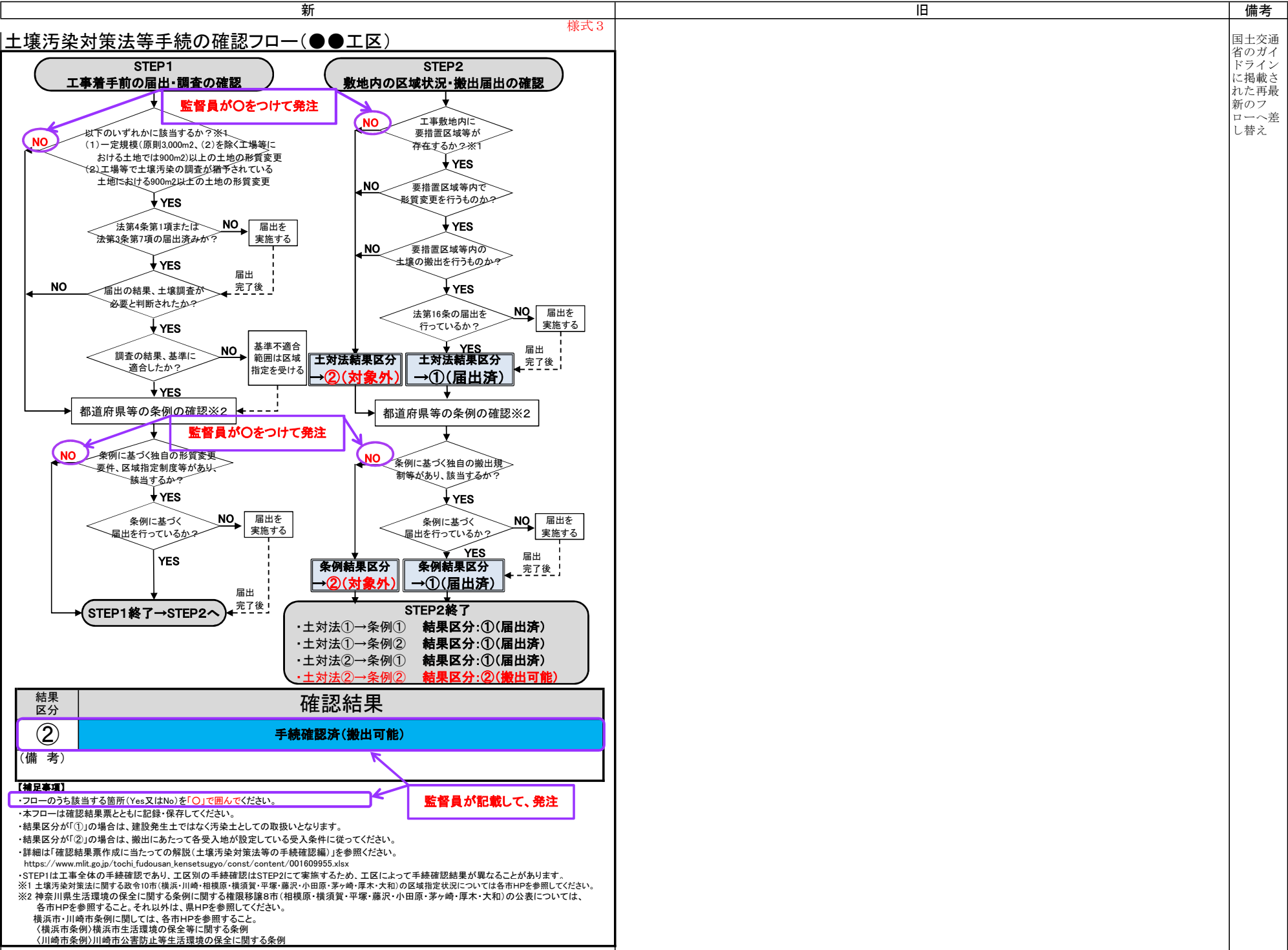
新	旧	備考
建設発生残土処分に係る仕様書 指定処分A（工事間流用） 本工事から発生する建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記により処理すること。 1. 搬入先(相手工事) ・工 事 名 : ○○年度 ○○○○工事 ・場 所 : ○○○市○○○地内 ・発 注 機 関 : ○○市 2. 受入条件 ・受 入 期 間 : ○○年○○月○○日 ～ ○○年○○月○○日 ・搬 入 不 可 日 : 原則として、日曜日、祝祭日、年末年始及び雨天日とする。 ・受 入 時 間 : 原則として、9:00 ～ 17:00 とする。 ・土 質 条 件 : 第○種～第○種建設発生土 ・搬 入 経 路 : 別紙参照 ・搬 入 土 量 : ○○○○ m3(地山) ・受 入 費 : 無 料 3. 作業分担 ・発 生 土 の 積 込 : 発生工事で行う。 ・発 生 土 の 運 搬 : 発生工事で行う。 ・受 入 地 の 敷 均 し : 発生工事で行う。 ・そ の 他 : 4. 搬出、搬入に必要な手続きや、土量管理手法等は監督員の指示によること。 5. 受注者は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出すること。 6. (1) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書(以下、「計画書」という。)及び、再生資源利用促進実施書(以下、「実施書」という。)を提出すること。 (2) 建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、受注者は様式3の土壤汚染対策法等手続の確認フロー(以下、「確認フロー」という。)及び様式4の確認結果票(以下、「確認結果票」という。)を基に、確認結果票に工事名等を記載し、監督員へ提出すること。 (3) 受注者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。 (4) 受注者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。 (5) 受注者は、計画書・確認結果票・確認フロー・実施書を工事完成日から5年間保存すること。 (6) 受注者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書(別紙「参考様式」)の交付を求めること。 また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。 なお、監督員が求めた場合は提示すること。 7. 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、受入地が存する市町村に対し、別紙「様式2」を提出すること。(地山土量100m3以上を搬入する市町村が対象)	建設発生残土処分に係る仕様書 指定処分A（工事間流用） 1 適用 本仕様書は、設計図書で建設発生土の受入地を指定して工事間流用を図る工事に適用する。 2 目的 請負者は、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を理解し、当該現場からの建設発生土の利用の促進に努めなければならない。 3 用語の定義 指定処分（A）： 設計図書にて、建設発生土の受入地を指定している処分区分をいう。 4 搬出、搬入に必要な手続きや、土量管理手法等は監督員の指示によること。 5 請負者が自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に別紙「様式1」により確認届を提出し、市の承諾を得ること。 6 (1) 請負者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書（以下計画書）及び、再生資源利用促進実施書（以下、実施書）を提出すること。 (2) 体積が 5 0 0 m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、請負者は監督員が記載した土壤汚染対策法等手続の確認フロー（別紙「様式3」）（以下、確認フロー）及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票（別紙「様式4」）（以下確認結果票）を確認し、確認結果票を作成すること。 (3) 請負者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。 (4) 請負者は、（2）で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。 (5) 請負者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に提示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (6) 請負者は計画書・確認結果表・確認フロー・実施書を完成日から5年間保存すること。 (7) 請負者は建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し受領書（別紙「参考様式」）の交付を求めること。 また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。 なお、監督員が求めた場合は提示すること。 7 情報の提供 請負者は、建設発生土を 100m³ 以上搬出する場合、建設発生土搬入のお知らせ（様式-2）により搬出前までに、搬出市町村の建設発生土担当窓口あてに、建設発生土に関する情報を提出しなければならない。 情報の提供後は、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。	

様式 1 ~ 2 〔 略 〕

様式 3

環境汚染対策等に関する手続が行われているか(土壌汚染対策法第3条・第4条・第5条・第14条関係及び県、横浜
市土壌汚染に関する条例)





新	旧	備考
様式4〔略〕 参考様式 (受領書記載例) (例:受入地の場合)●年●月●日 (搬出元:受注者) ●●●建設㈱ ●●●殿 (受領先) ○○○受入地 責任者(※)○○○ 土砂受領書 受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地 ○県○市○町○番地○地内 受領した管理者の商号 : ○○○建設㈱ 搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設㈱ ●●●建設工事(工事名) ●県●市●町●番地●地内 土砂の搬出量 : 盛土利用等 第1種建設発生土●●●m³(地山m³) 搬入が完了した日 : ●年●月●日 (受領書記載例) (例:中継基地の場合)●年●月●日 (搬出元:受注者) ●●●建設㈱ ●●●殿 (受領先) ○○○受入地 責任者(※)○○○ 土砂受領書 受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地 ○県○市○町○番地○地内 受領した管理者の商号 : ○○○建設㈱ 搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設㈱ ●●●建設工事(工事名) ●県●市●町●番地●地内 土砂の搬出量 : 一時堆積 第1種建設発生土●●●m³(地山m³) 搬入が完了した日 : ●年●月●日 ※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条(管理体制の整備)」により定める工事現場における責任者(監理技術者など)	様式4〔略〕 参考様式 (受領書記載例) (例:受入地の場合)令和●年●月●日 (搬出元:受注者) ●●●建設㈱ 責任者(※)●●●殿 (受領先) ○○○受入地 責任者(※)○○○ 土砂受領書 受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地 ○県○市○町○番地○地内 受領した管理者の商号 : ○○○建設㈱ 搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設㈱ ●●●建設工事(工事名) ●県●市●町●番地●地内 土砂の搬出量 : 盛土利用等 第1種建設発生土●●●m³(地山m³) 搬入が完了した日 : 令和●年●月●日 (受領書記載例) (例:中継基地の場合)令和●年●月●日 (搬出元:受注者) ●●●建設㈱ 責任者(※)●●●殿 (受領先) ○○○受入地 責任者(※)○○○ 土砂受領書 受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地 ○県○市○町○番地○地内 受領した管理者の商号 : ○○○建設㈱ 搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設㈱ ●●●建設工事(工事名) ●県●市●町●番地●地内 土砂の搬出量 : 一時堆積 第1種建設発生土●●●m³(地山m³) 搬入が完了した日 : 令和●年●月●日 ※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条(管理体制の整備)」により定める工事現場における責任者(監理技術者など)	字句修正

新		備考
様式4〔略〕		字句修正
参考様式		
(受領書記載例) ●年●月●日 (搬出元：受注者) ●●●建設㈱ ●●●殿 (受領先) ○○○建設㈱ 責任者（※）○○○ 土砂受領書 受領先の名称及び所在地：○○○建設工事（工事名） ○○○市○○町○番地○地内 受領した管理者の商号：○○○建設㈱ 搬出元の名称及び所在地：●●●建設㈱ ●●●建設工事（工事名） ●●●市●町●番地●地内 土砂の搬出量：盛土利用等 第1種建設発生土●●●m³（地山m³） 搬入が完了した日：●年●月●日		
※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条（管理体制の整備）」により定める工事現場における責任者（監理技術者など）		

様式4〔略〕		字句修正
参考様式		
(受領書記載例) 令和●年●月●日 (搬出元：受注者) ●●●建設㈱ 責任者（※）●●●殿 (受領先) ○○○建設㈱ 責任者（※）○○○ 土砂受領書 受領先の名称及び所在地：○○○建設工事（工事名） ○○○市○○町○番地○地内 受領した管理者の商号：○○○建設㈱ 搬出元の名称及び所在地：●●●建設㈱ ●●●建設工事（工事名） ●●●市●町●番地●地内 土砂の搬出量：盛土利用等 第 種建設発生土●●●m³（地山m³） 搬入が完了した日：令和●年●月●日		
※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条（管理体制の整備）」により定める工事現場における責任者（監理技術者など）		